

第1 契約

マC 管B

問1 □□□

管 平成18年度 [問1] 1

売買および請負が、有償・双務契約であるのに対し、贈与および使用貸借は、無償・片務契約である。



問2 □□□

管 平成14年度 [問5] 4

AとBの間で、Aが区分所有する中古マンションについて売買契約を締結する場合において、A B間の売買契約が有効に成立するためには、AからBへの所有権の移転登記が必要である。

売買契約は、当事者の意思表示の合致があるだけで成立する ×

問3 □□□

管 平成15年度 [問2] ア

公序良俗に反する法律行為は、無効である。



問4 □□□

管 平成27年度 [問5] 2

マンションの専有部分甲を所有するAが、Aの友人であるBに、書面によらないで甲を贈与した場合、Bへの所有権移転登記が完了すれば、その贈与は、解除することができない。



問5 □□□

オリジナル

使用貸借契約の、契約成立の要件は引渡しである。

使用貸借契約は、諾成契約であり、当事者の合意のみで成立する ×

1 契約の成立・効果

契約は、**申込みと承諾の意思表示の合致**によって成立するのが原則である。契約書の作成は、契約の成立にあたっては不要である。

2 契約の分類

諾成契約	当事者の合意のみで成立する契約
要物契約	合意に加え、物の引渡し等を要する契約
双務契約	当事者双方がそれぞれ義務を負う契約
片務契約	当事者の一方のみが義務を負う契約
有償契約	契約の内容に対価の支払がある契約
無償契約	契約の内容に対価の支払がない契約

3 契約の種類

民法で定める契約を「典型契約」といい、主なものは以下のとおりである。

契約の種類	分類・補足	ポイント
売買	諾成、双務、有償契約	—
交換	諾成、双務、有償契約	—
贈与	諾成、片務、無償契約	負担付贈与は、負担の限度で担保責任を負う 書面によらない贈与は、履行の終わった部分 は解除できない
賃貸借	諾成、双務、有償契約	借地借家法に特例がある
使用貸借	諾成、片務、無償契約	借主の死亡により終了する
消費貸借	要物、片務、無償契約	書面でした場合は諾成契約、利息付は有償契約
委任	諾成、片務、無償契約	報酬の特約があれば、双務・有償契約
寄託	諾成、片務、無償契約	報酬の特約があれば、双務契約
請負	諾成、双務、有償契約	—
和解	諾成、双務、有償契約	—
雇用	諾成、双務、有償契約	—
組合	諾成、双務、有償契約	—

4 契約の無効

公の秩序又は善良の風俗（公序良俗）に反する法律行為は**無効**となる。